国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降投入する公費3,400億 円の財政支援について、継続して実施すること。

また、改革により保険料が上昇する都市に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。

(2) 医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

- (3) 今後の制度の見直しにおいても、都市自治体と引き続き十分協議し、その意見を反映するとともに、以下の点について留意すること。
 - 1) 市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
 - 2)被保険者の保険料(税)負担が急激に増えることのないよう、所要額に即した十分な財政措置を講じること。
 - 3) 電算システムの改修経費等について、所要額に即した十分な財政措置を講じること。
 - 4)被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。
 - 5) 市町村の事務の標準化・広域化・効率化を推進すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を 多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 各種医療費助成制度等、市町村単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の平成30年度からの廃止に留まらず、すべての市町村単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。
- (3)子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度を創設すること。
- (4) 高額医療費を要する疾病患者の多くが国民健康保険に偏在し、保険財政の大きな負担となっていることから、更なる財政措置を講じること。
- (5) 政府の審議会等において、標準的な医療費水準に基づく普通調整交付金等の配分によりインセンティブ機能を強化する方向性が示されているが、国保の構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であり、当該機能は国と地方の協議により平成30年度以降も維持することとされていることを踏まえ、見直しは行わないこと。
- (6) 平成 30 年度から本格的に実施された保険者努力支援制度において、実績を基にした指標については、努力したすべての保険者が評価されるよう見直すとともに、支援総額の拡充を図ること。
- (7) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適 正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (8)特定健康診査・特定保健指導の充実を図るため、検査項目や基準単価について、 実態に即した見直しを行うこと。
 - また、都市自治体が地域の実態に合わせて追加している検査項目を国庫補助の対象とすること。
- (9) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、数量シェア目標値の達成に向けて関係機関への協力依頼を行う等、必要な措置を講じること。
- (10) 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料(税)率等の算定に必要な確定係数の提示時期を早めること。
- (11)被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料(税) 徴収対策を講じること。
- (12) 保険料(税)の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。
- (13) 外国人の資格の適正な管理が行えるよう、必要な措置を講じること。

- (14) 国民健康保険料の軽減判定所得の算定方法について、被保険者に分かりやすい ものとするとともに、市町村等の保険者の実務上の負担軽減を図るため、簡素か つ簡明な制度となるよう見直すこと。
- (15) 住民税基礎控除等の税制改正に伴う国保、後期高齢者医療の保険料(税)への 影響については、新たな地方の負担増を招かないよう、財政支援の拡充等を図る こと。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1)後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を 引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2)保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者の負担感に十分配慮すること。 また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、激変緩和措置等の具体的な内容 を早期に提示するとともに、電算システムの改修経費等に対し、所要額に即した 十分な財政措置を講じること。
- (3)保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。
- 4. 大規模自然災害の被災地における国民健康保険の保険料の減免や一部負担金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

また、災害等による国民健康保険料(税)の減免に伴う特別調整交付金の算定基準を介護保険と同様とすること。

5. 東日本大震災関係について

- (1)被災者の生活再建を支援する国民健康保険制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。
- (2) 東日本大震災等の影響による医療費の増加は、今後も続くことが想定されることから、医療費増加に伴う負担増分として財政支援を継続すること。